

特許権侵害による損害賠償債務不存在確認等請求事件について

事案の概要

- ◇ 上告人Y（特許権者）は、被上告人Xに対し、本件特許権の実施を許諾し、被上告補助参加人Zは、Xから販売された機械装置を使用して製品を製造・販売した。本件は、Xが、Yを被告として、YがZに対して本件特許権の侵害を理由とする損害賠償請求権を有しないことの確認等を求める事案である。

原判決及び争点

- ◇ 原判決は、Xが、YがZに対して本件特許権の侵害を理由とする損害賠償請求権を有しないことの確認を求める訴え（本件確認請求）につき、要旨次のとおり判断して、確認の利益があるとした。

YのZに対する本件特許権の侵害を理由とする損害賠償請求権の行使によりZが損害を被った場合には、Xは、Zに対し事前の合意に基づきその損害を補償しなければならない可能性が高い。Xは、その補償額についてYに対し実施許諾契約の債務不履行に基づく損害賠償請求ができる旨主張しているところ、この請求について判断するに当たっては、本件確認請求について判断するために必要な事実認定及び法律判断と同様の認定及び判断が必要になることなどからすると、本件確認請求は、XのYに対する権利ないし法律関係を明らかにし、Xの地位の不安を除去するために有効適切なものといえる。

- ◇ 争点は、本件確認請求について確認の利益があるか否かである。